# 公益財団法人宮崎県防犯協会連合会定款

## 第１章　　総　則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人宮崎県防犯協会連合会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

## 第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、県内に設置される市町村防犯協会及び県内１２地区の防犯（地域安全）協会等と相互の連携を図り、犯罪の防止及び治安の維持、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化、児童及び青少年の健全育成等を行い、もって、県民の防犯意識の普及高揚に努め、犯罪のない安全で安心して生活のできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域安全活動を推進するため、次に掲げる事項に関する広報啓発、キャンペーン、調査、資料収集及び苦情の処理並びに関係団体等の育成指導、連絡調整及び協力援助

ア　盗犯等の犯罪防止

イ　少年の健全育成及び非行防止

ウ　暴力排除

エ　高齢者を守る防犯対策

オ　覚せい剤等薬物乱用防止対策

(2) 自転車の盗難防止と早期発見のための防犯登録と犯罪防止のための防犯施設及び防犯機器等の普及促進、キャンペーン等の実施

(3) 宮崎県から委託を受けた風俗営業の営業所の管理者講習及び風俗営業の許可等に係る調査業務

(4) 遊技機の検査及び不正行為排除対策

(5) 防犯活動に寄与する団体及び功労者の表彰

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業については、宮崎県内において行うものとする。

## 第３章　　会　員

（会員の種別）

第５条　この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員　　市町村防犯協会

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同する個人、法人又は団体

２　会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

## 第４章　資産及び会計

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（財産の種別）
第７条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。
２　基本財産は、次の各号をもって構成する。
(1) 別表に掲げる財産
(2) 公益法人への移行日以後に基本財産として寄附された財産
３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
４　公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。
（基本財産の維持及び処分）
第８条　基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
２　やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合は、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。
（事業計画及び収支予算）
第９条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（事業報告及び決算）
第１０条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、３か月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
（公益目的取得財産残額の算定）
第１１条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

## 第５章　評議員

（評議員）

第１２条　この法人に評議員１０人以上１５人以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１３条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１７９条から第１９５条までの規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなけれ　ばならない。

(1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

イ　当該評議員と婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ　当該評議員の使用人

エ　イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ　ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ　イからエまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア　理事

イ　使用人

ウ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ　次に掲げる団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

（ア）国の機関

（イ）地方公共団体

（ウ）独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

（エ）国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

（オ）地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

（カ）特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

４　評議員に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任期）

第１４条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第１２条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
（評議員に対する報酬等）
第１５条　評議員に対する報酬は、無報酬とする。
２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
３　前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程による。

## 第６章　評議員会

（構成）
第１６条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
（権限）
第１７条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1) 理事及び監事の選任及び解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
(5) 定款の変更
(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分又は除外の承認
(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（種類及び開催）
第１８条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の２種とする。
２　定時評議員会は、毎事業年度終了後３か月以内に１回開催する。
３　臨時評議員会は、必要がある場合にいつでも開催することができる。
（招集）
第１９条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
２　評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
(定足数)
第２０条　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
（決議）
第２１条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(3) 役員又は評議員の責任の一部免除
(4) 定款の変更
(5) 基本財産の処分又は除外の承認
(6) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２２条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２人が、記名押印しなければならない。

（評議員会運営規則）

第２３条　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第７章　役員

（種類及び定数）

第２４条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事３名以上８名以内
(2) 監事２名以内

２　理事のうち、１名を会長、１名を専務理事とする。

３　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事を同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（選任）

第２５条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

４　会長及び専務理事は、毎事業年度ごとに４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２７条　監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及びこの法人の使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
３　監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程による。
４　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
（役員の任期）
第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第２４条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第２９条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（報酬等）
第３０条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。
２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
３　前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程による。
（顧問及び参与）
第３１条　この法人に、顧問及び参与を置くことができる。
２　顧問は学識経験者又は有識者の中から、参与は本会の事業に関係する行政関係職員の中から、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
３　顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は本会の会議に出席して意見を述べることができる。
４　顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うに要する費用の全部又は一部を支給することができる。

## 第８章　理事会

（構成）
第３２条　理事会は、全ての理事をもって構成する。
（権限）
第３３条　理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長及び専務理事の選定及び解職

（種類及び開催）

第３４条　理事会は、定時理事会及び臨時理事会の２種類とする。

２　定時理事会は、毎事業年度２回開催する。

３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に理事会招集の請求があったとき。
(3) 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
(4) 監事から会長に対し、理事会招集の請求があったとき。
(5) 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第３５条　理事会は、会長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事又は同項第５号により監事が、招集する場合を除く。

２　会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　前条第３項第３号による場合は理事が、前条第３項第５号による場合は監事が理事会を招集する。

４　前３項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議長）

第３６条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

（定足数）

第３７条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第３８条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときを除く。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

（理事会運営規則）

第４０条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、

理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

## 第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４１条　この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の議決を得て変更することができる。

２　前項の規定は、第３条に規定する目的及び第４条に規定する事業並びに第１３条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

（合併等）

第４２条　この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業全部の廃止をすることができる。

（解散）

第４３条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第４４条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から１か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金）

第４５条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第４６条　この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第１０章　事務局

（事務局）

第４７条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

４　前項以外の職員は、会長が任免する。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第１１章　情報の公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第４８条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める情報公開規則によるものとする。

（個人情報の保護）

第４９条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告の方法）

第５０条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度開始の日とする。

３　この法人の最初の会長は田代知代、専務理事は清早苗とする。

４　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

椎 葉 晃 充、三 輪 純 司、清 水 満 雄、菅 野 隆 一、前 園 善 彦
岩 下 正 臣、西 原 隆 治、鳥 山　浩、中 村 修 一、井 上 浩 一
田 代 和 久、米 良 政 美、松 木 左都夫、関 谷 隆次郎

附　則

この定款は、平成２４年６月２７日から施行する。